

紀 要

第 27 号

2014. 3

公益財団法人滋賀県文化財保護協会

国昌寺の創建と修造について

—大津市鳥居川霊園採集遺物の整理から—

小松葉子

1. はじめに

国昌寺は、天平宝字5年(761)『沙弥十戒并威儀経疏』（日本大蔵経編纂会1917）奥書に名が見えるのが文献史料の初出である。孝謙上皇・淳仁天皇の保良宮行幸に随行した僧がこの寺に滞在したことから、保良宮と国昌寺がごく近隣に併存していたことを示すと想定され、幻の保良宮と共にその名が注目されてきた。

その後、『日本紀略』⁽¹⁾により、延暦4年(785)の近江国分僧寺の焼失を受けて弘仁11年(820)に転用国分寺となったこと、その時はすでに定額寺であったこと、七重塔を持っていたことなど、やや詳しい内容が知られる。

寺の所在地は『江家次第』『源平盛衰記』などに見える平安時代の近江国分寺に関する記載、ならびに「国分」の遺称地の存在等により、江戸時代以来、勢多橋西岸の滋賀郡粟津に所在するとされてきた(櫻井2010)。標高100m余の台地の東端にある、ポリテクセンター滋賀の敷地(大津市光が丘町・田辺町)一帯がその推定地である(以下、国昌寺址)(西田1989)。古代勢多橋の西詰という交通の要衝に接する台地上にあたり、往時は、当寺院から瀬田川対岸に堂ノ上遺跡(推定勢多駅家)、瀬田廃寺、中路遺跡など国府関連遺跡の麓が遠望できたであろう(図1)。

法務局保管の和紙公図をみると、ポリテクセンター建設以前には、ここに東西200m×南北150mほどの平坦地が広がっており、水田や茶畑に開墾されている。斜面は一部が墓地、多くは藪、山林である。18世紀前半の地誌、『近江輿地志略』には、付近に国分寺のものと伝承のある寺院礎石の分布が記載されており、これに関連するとみられる円柱座出柄礎石は大津市北大路西方寺等で見ることができ(小松2012)。

しかし、昭和30年代のポリテクセンター建設に伴う発掘調査が行われなかったこともあり、近江における都城・仏教・寺院建築・交通など多岐にわたる研究の道標的な存在であるにもかかわらず、国昌寺の詳細は現在に至るまでまったく不明である。

同じ台地上の西南500m周辺では数次の調査が行われた。保良京にも関わる官衙とみられる掘立柱建物群(大津市教育委員会2002)や、推定国分尼寺址(大津市教育委員会2013b)などが国昌寺址と近接して発掘されたし、近年では藤原宮で近江産と推定されていた宮垣使用瓦の瓦窯が特定される(大津市教育委員会2013a)など、遺跡密度が非常に高い(図2)。

いきおい、近辺からは少なからぬ遺物が、昭和初期から

連綿として採集されてきた。残存状況が良い軒瓦だけはかろうじて個人蔵となって伝来しているが、これは出土遺物のうちの幸運な上澄みの一群に過ぎない。一緒に出土したはずの文様を持たない平瓦・丸瓦はすべて散逸してしまった。

そのような中、現時点における、国昌寺に関係するとみられるほとんど唯一のまとまった資料が、以下に報告する鳥居川霊園(大津市光が丘町)付近での採集遺物である。発掘遺物と同列に扱うことができない資料的限界はあるが、国昌寺址での発掘調査が当面期待できない以上、これら採集品は当寺を知る上での大きな手掛かりと言える。

本稿ではこの未報告採集遺物(以下、鳥居川霊園採集遺物)と、既に国昌寺に帰属すると報告されている遺物を合わせて整理して提示し、この謎多き寺の創建と修造の履歴の一端を考古資料によって垣間見ることが試みる。

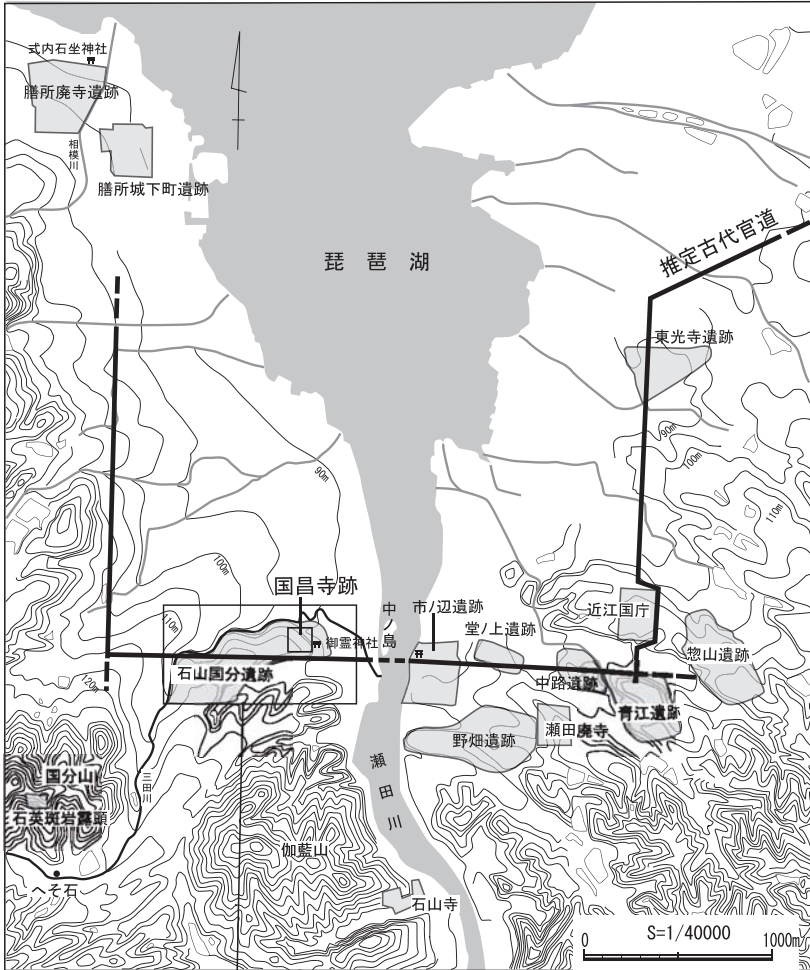
2. 鳥居川霊園採集遺物

滋賀県埋蔵文化財センターに、国昌寺に関係するとみられるコンテナ10箱分、約400点の採集された瓦や埴・土器類が所蔵されている。一群の資料のラベル記載によると、採集地は「1978年鳥居川霊園」・「1978年職業訓練所斜面」・「1973年御霊神社裏山」となっている。

職業訓練所とは前述のポリテクセンター滋賀の前身で、霊園と神社は現存している。採集者の証言と符合する場所に現在も瓦の分布がみられるので、遺物採集場所はほぼ特定できる。

瓦採集地点の呼称については、混乱を避けるために既報告(林1994・平井1996)にならう。まず、国昌寺南辺に近い台地直下で、昭和初期に土取りをしていてまとまった瓦・窯器の出土をみたとされる場所を第1地点とする(肥後1933)。ここは「御霊神社の南を回り、台地の裾に沿って国分に通じる道が、これから坂にかかろうとする少し手前の道路の北」と紹介されている。付近は宅地化が進んでおり、現在の地形からみて漠然とこのあたり、とするほかない。この場所はのちに石山国分瓦窯が発見された地点に近接しており、昭和に発見された瓦のうち藤原宮式軒丸瓦(図4-10)については、瓦窯出土品の可能性がある。

「1978年鳥居川霊園」・「1978年職業訓練所斜面」はごく隣接した地点を指し、これを第2地点とする(図1-①・図2)。南西から北東に向かって伸びる舌状台地が三田川に落ちる突端の斜面にあたり、国昌寺の北東隅に該当すると考えられる場所である。現状は斜面は竹藪、平坦地は霊園となっ



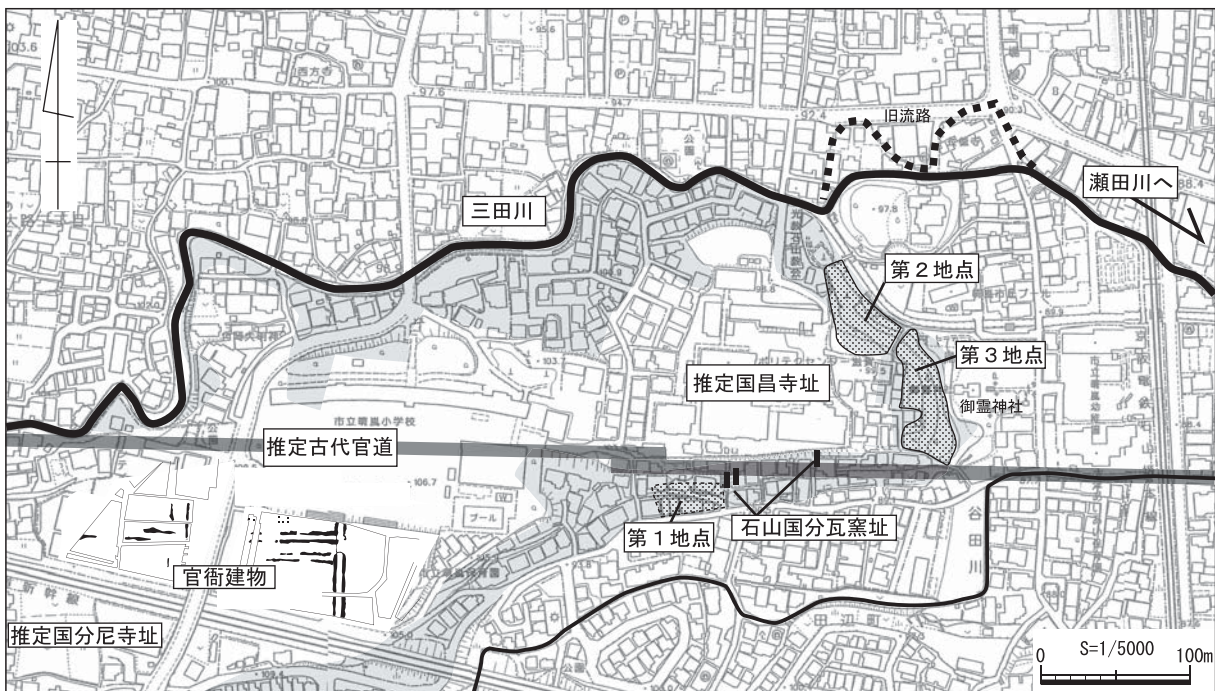
① 第2地点 (露出した斜面一帯)



② 第3地点 (稻荷社の裏手斜面一帯)

図1 関連遺跡分布図と遺物採集地点現況

図2の範囲



瓦採集地点 斜面

図2 遺物採集地点と国昌寺周辺遺跡

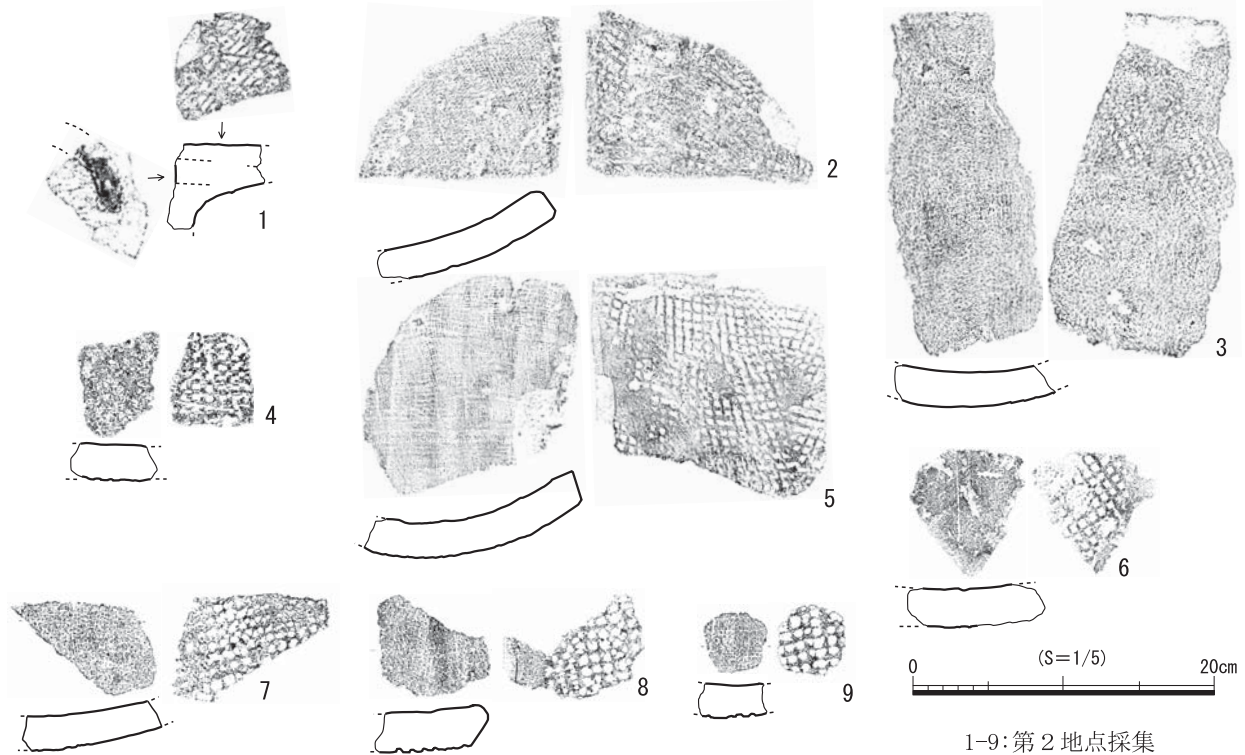


図3 第I群 格子目叩き瓦

ている。

「1973年御霊神社裏山」を第3地点とする(図1-②・図2)。ここは御霊神社の杜で保護されており、社殿裏山一円が遺物散布地であるが、特に境内の稲荷社裏山斜面に遺物が密に分布している。国昌寺址の東側に当たると考えられる。

第2・3地点は地形的に見ると、台地の縁辺で急崖をなす一連の斜面地である。採集遺物が他所から混入する可能性は低く、これらは台地上からの転落物であり国昌寺で使用されたものと推定する。

私はかつて、同じ場所で近年に採集された未報告軒瓦を国昌寺のものとして報告した(小松2012)が、今回、こちらも再録して合わせて提示する。なお、軒瓦型式名は平井(1996)・奈良国立文化財研究所(1996)に準拠する。

(1)瓦

鳥居川霊園採集遺物の瓦類は、全部で358点あり、そのうちの97点は成形技法・形態的特徴から以下の4群に分類できる。4群の瓦は、そのまま国昌寺の創建と修造の画期を表わすと考える。

①I群 格子目叩きを有する瓦(図3)

量的に少なく、丸・平瓦共に全形をうかがえる資料はない。軒瓦の瓦当文様、生産地、帰属時期なども不明である。同じ滋賀郡内の大津市北郊では7世紀後半に格子叩きを施す瓦を供給しており、同時期の製品と推定する。全て第2地点採集。

[軒丸瓦] 1点：1は瓦当が剥離した小片である。丸瓦接合

式で、痕跡から復元すると、丸瓦広端面の直径は9.4cm余り、厚さ1.5cmほどの小形品である。丸瓦端部に加工はみられない。上部補強粘土凸面には4mm×10mm程の長方形の斜格子叩きが施され、凹面は瓦当接合のための縦方向のユビナデを施す。

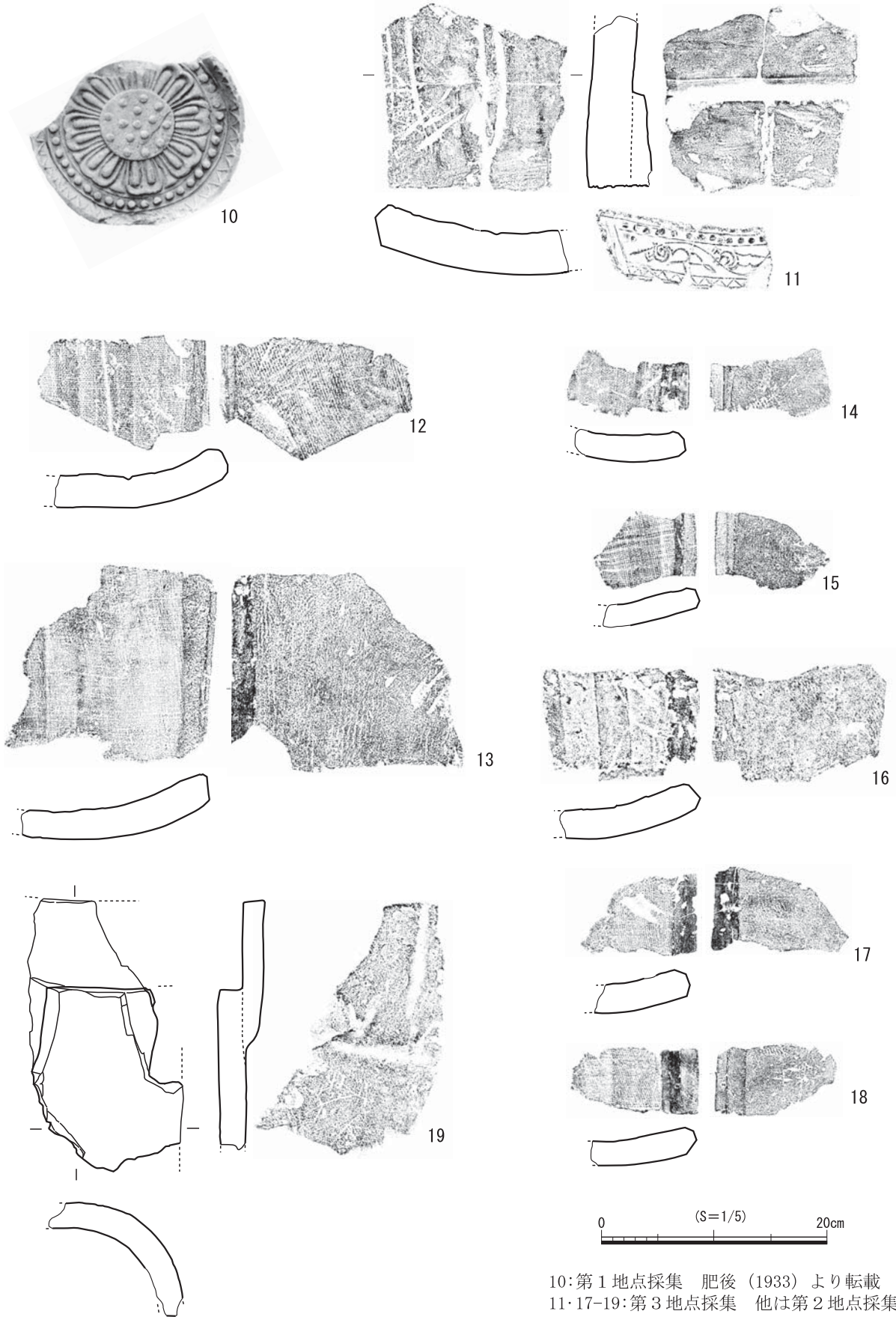
[平瓦] 8点：どれも径1mm大の長石粒を少量に含み焼成は良好。桶巻作りと思われるが、小片のため模骨桶痕は明瞭でないものが多い。3は赤褐色、他は灰色を呈する。2・3・4は4mm×6mm程の長方形の正格子叩きのあとナデ。5は5mm方形の斜格子叩きで凹面には模骨桶痕あり。6～9は正格子叩きである。7・8・9は叩き板でたたいた後ナデられており、格子単位がつぶれて隅丸形になっている。9は何か転用したものか、本体が不自然な円形を呈する。全て凹面には細かな布目が残る。2には斜方向の直線的な糸切痕が残る。

②II群 石山国分瓦窯焼成製品(図4)

台地南斜面に発見された窖窯群の製品と同範の軒瓦、酷似する特徴を持つ丸瓦・平瓦を抽出した。焼成が非常に堅緻で、瓦厚は厚く、他群に比べ圧倒的に大型である。

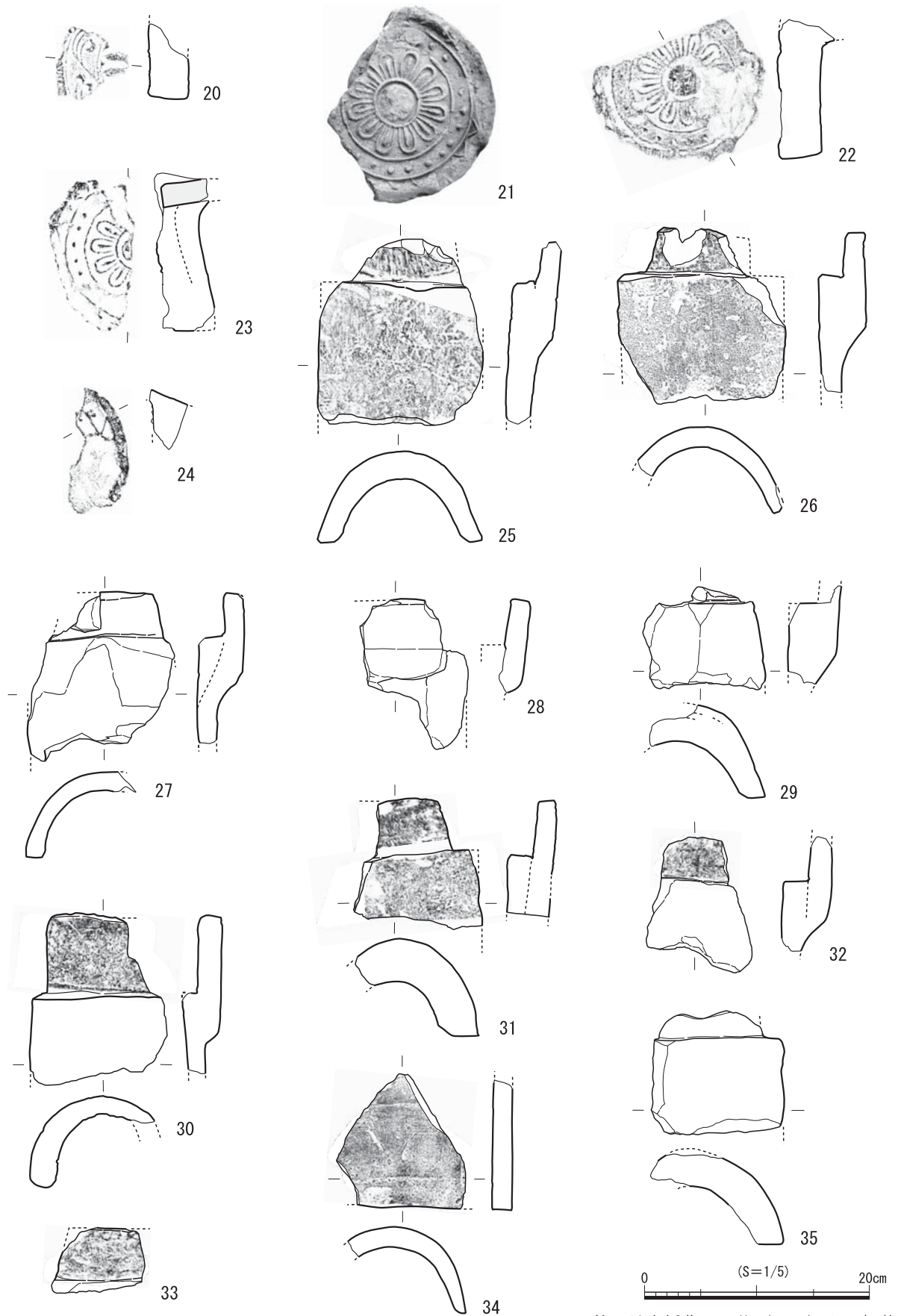
同窯製品は瀬田川を利用して藤原宮に運漕され、宮大垣に使用された。消費地での研究成果から7世紀第IV四半期、西暦680年代の一群であると考えられる。

平瓦は側縁を3回以上削り、凹面には粘土板による桶巻き痕と布目圧痕がみられる。凸面は縄目による叩き締めの後、ほとんどを磨り消している。丸瓦は玉縁部に、長さ12



10:第1地点採集 肥後(1933)より転載
 11・17-19:第3地点採集 他は第2地点採集

図4 II群 石山国分瓦窯焼成品



21:第1地点採集 肥後(1933)より転載
23, 25:第3地点採集 他は第2地点採集

図5 Ⅲ群 奈良時代国府系軒丸瓦・丸瓦

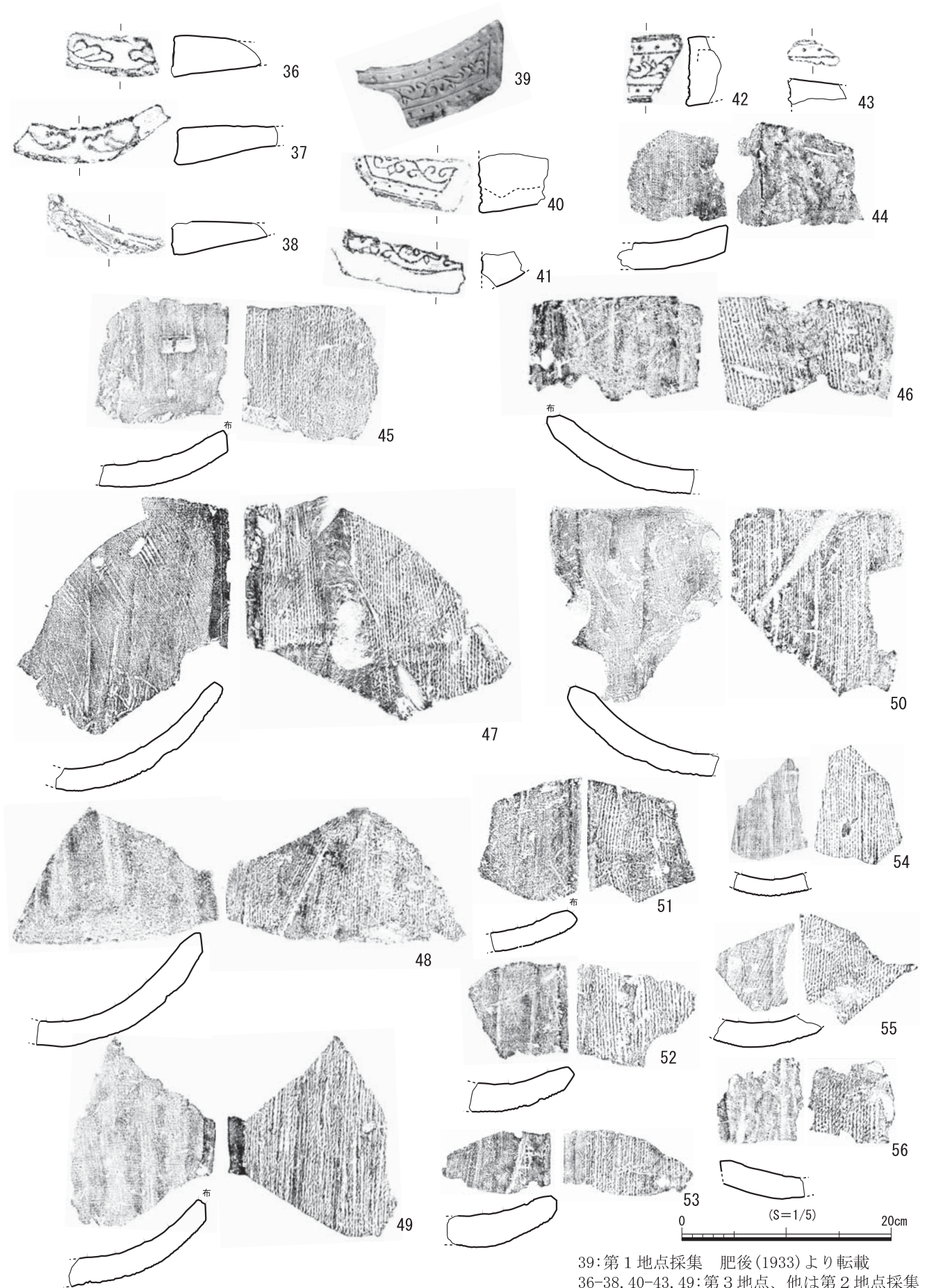


図6 Ⅲ群 奈良時代国府系軒平瓦・平瓦

cm以上ある別粘土を貼り付けて成形するという顕著な特徴がある。10は第1地点、11・17～19は第3地点、他は第2地点採集。

[軒丸瓦] 1点

複弁八葉蓮華文1点：10は既報告あり(肥後1933・西田1989・山崎2011など)。現品は実見できなかった。藤原宮6278F同範。採集地点が直近に展開する瓦窯に近く、国昌寺で使用されたものかどうかは不明。

[軒平瓦] 1点

変形偏行忍冬唐草文1点：11は既報告あり(西田1989・山崎2011・奈良文化財研究所2010など)。焼成堅緻で灰色を呈する。径8～10mmもある大形のチャート粒を胎土に含む。粘土板桶巻作り。凹面は瓦当から4cm程を板ナデ、以下は細かな布目を残す。糸切り痕および模骨桶痕が見られる。凸面は叩きの痕跡は残っておらず、横方向の板ナデ。幅8cm、厚さ1cmの粘土板を貼り付けて段顎とし、瓦当部から約3cmのところから平瓦部に向かって緩やかに傾斜する。瓦当部と平瓦部の接合面の調整は剥離がないため不明。藤原宮6646A同範。石山国分2号瓦窯で焼成されたもので、第3地点で採集されている事からみて国昌寺で使用されたと推定する。

[平瓦] 7点：12～16は叩き締め丸弧から生じたと思われる、斜行する細い縄目叩きの上を軽いナデで磨り消す。側面端部は3回以上、12は6回も丁寧に削っており、その結果、製品の側断面が丸みを帯びているように見える。焼成が良いため、削りのエッジがよく残る。凹面には細かな布目圧痕が見られ模骨桶痕が明瞭に残る。13は側面削りの回数が少なく、側縁の削り残し部分に布目が見えることからⅢ群と迷うが、凸面縄目叩きの後に磨り消しを施しており、焼成も非常に良好であることから当群としておく。

[丸瓦] 1点：19は非常に大型で焼成は良好。にぶい黄色を呈する。胎土に8～9mm大のチャート粒を含み、11の胎土に酷似する。玉縁は長さ12cm、厚さ1.9cmもある別の粘土板を貼り付けて成形する。風化・磨滅ではっきりしないが、玉縁部凹面にはユビオサエのような凹凸が残り、玉縁端部から丸瓦部まで布目が見える。凸面はナデで整形しているようだ。

③Ⅲ群 奈良時代国府系瓦(図5・6)

瀬田川東岸に展開する国府関連遺跡に集中して発見されている飛雲文軒瓦と同範品が含まれており、8世紀中葉の国府整備初期段階から8世紀後半まで、近江国官窯から供給されたとみられる瓦である。

玉縁凸面に布目圧痕を持ち、横断面が歪な半楕円形を呈する一本作りの丸瓦(以下、玉縁凸面布目丸瓦)と、凹面に模骨桶状の桙板圧痕が付き、急な円弧を持つ特殊な木型を使用して成形されたと思われる一枚作りの平瓦を抽出した。特に後者の一枚作り平瓦に関しては3章にて詳述する。

21・39は第1地点、23・25・36～38・40～43・49は第3地点、他は第2地点採集。

[軒丸瓦] 5点

飛雲文1点：20はA1型式。既報告あり(平井1996)。小片のため不明瞭だが、瓦当裏面には布目と分割成形台の圧痕が薄く残る。当型式は官衙の中では最も着工が早かったと考えられる国府周辺と惣山遺跡から出土している。寺院では瀬田川対岸の瀬田廃寺(性格不明の奈良時代創建寺院)から出土している。飛雲文軒丸瓦の各型式の中では最古相の意匠とされる。

単弁十二葉蓮華文4点：21～24はK型式。8世紀後半に比定される。21は既報告がある(肥後1933)が実見できず。この型式の古段階には、一本作り二分割横置き成形台を使用するものがあるが、22・23は丸瓦接合式である。丸瓦部先端を尖らせたりヘラによる刻み目(カキヤブリ)をいれたりする加工は施されていない。24は細片で成形方法は不明。堂ノ上遺跡(勢多駅家推定地)・瀬田廃寺などの近江国府関連遺跡からのみ同範瓦が出土しており、丸瓦接合式に技法が変化した時期を境にして、前後にどのような丸・平瓦が組み合うのか、今後の重要な懸案事項である。

[丸瓦]11点：焼成が悪く磨滅や風化が著しい。灰白色を呈するものが多く、胎土は粘り気のある粘土主体で手触りはなめらかである。25～31の凸面の玉縁部と丸瓦接合部の境には玉縁を成形するための枷型の圧痕が残る。丸瓦部は細い縄目叩きの後、横方向にナデている。玉縁部凹面の接合箇所の屈曲が緩いもの(25～29)と急なもの(30・31)と、少なくとも2種類の模骨があり、前者は玉縁長が平均3.8cmなのに対し、後者は5～7cmと長い。

[軒平瓦] 9点

飛雲文3点：36はA3型式、37はA4型式で既報告あり(西田1989・平井1996・小松2012)。38はA6型式。焼成は不良で灰白色を呈し磨滅している。凸面には縄目叩きが残り、その上をナデる。この中では38が古相で、国府の中では惣山遺跡の創建軒平瓦に復元されている。また、36・37は時間を置かずその後続して製作され、国府周辺の官衙に相当数供給されたと想定されるものである。

唐草文5点：39～43はL型式。

直線顎。断面には粘土塊の接合痕が残る。瓦当幅は6.5cmほどで飛雲文軒瓦に比べて広く、焼成もはるかに良好である。上記の軒丸瓦K型式とセットとなると考えられる。現状ではこの組み合わせが数量的に飛雲文を凌駕する。

不明1点：44は瓦当を欠くが、灰白色の色調や、凸面にナデや斜方向のヘラ削りなどを施す外観からⅢ群軒平瓦の平瓦部と思われる。凹面の桙板圧痕は観察されない。

[平瓦]12点：小片が多く、桙板圧痕幅の全容をうかがえる資料がないが、3cm内外のものが多い。側縁部の削り残しの面に、凹面布目と連続する布目の一部が見えるもの

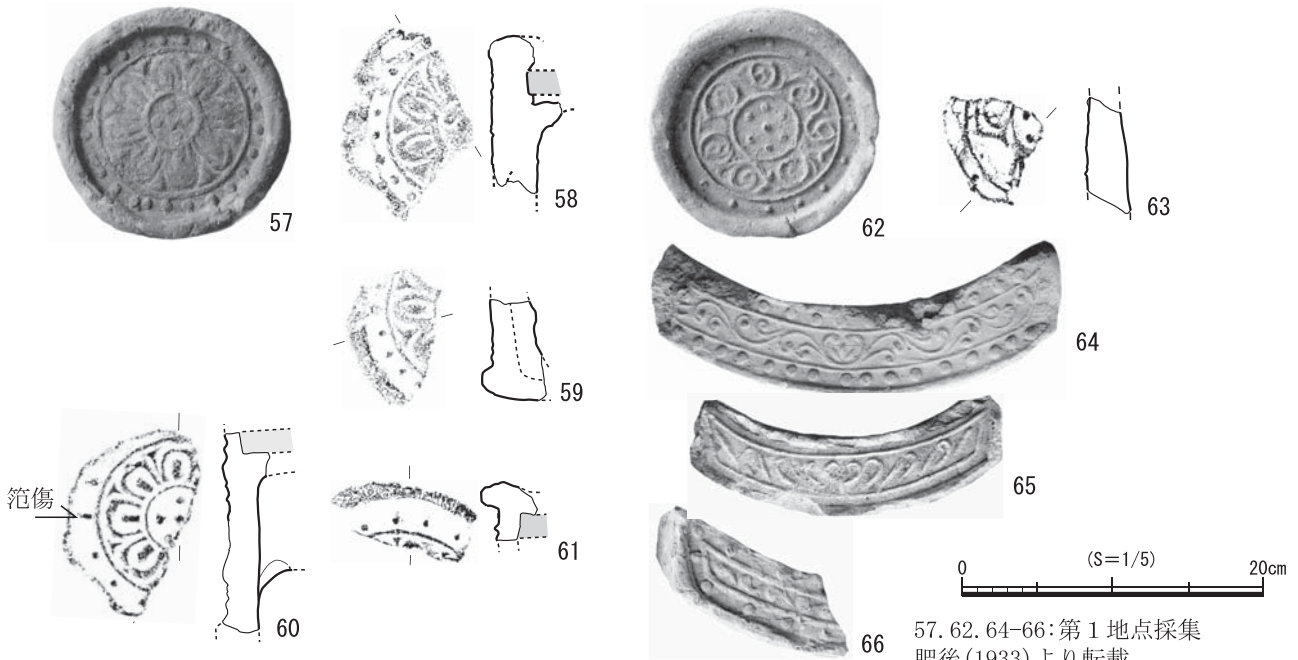


図7 IV群 平安時代国府系軒瓦

57. 62. 64-66: 第1地点採集
肥後(1933)より転載
60: 第3地点、他は第2地点採集

(45・46・49・50・51)や糸切痕を残す個体(46・47・55)がある。53は側面のヘラ削り回数が4回と多くII群と迷うが、凸面の直線状にとおる縄目叩きが磨り消されていないようなので当群としておく。45は文字瓦で、凹面に粗い布目と杵板圧痕が残る。凹面狭端部右端近くに横2.8cm×縦1.6cmの「T」様スタンプが押印されている。隣接する石山国分遺跡からは2種類の「T」様スタンプ瓦が出土しており(大津市教育委員会2002)、そのうちの1点は45と酷似するスタンプであるが、凹面布目は緻密で、杵板痕がないなど瓦自体の特徴は明瞭に異なる。

④IV群 平安時代国府系瓦(図7)

南郷田中瓦窯の調査(滋賀県教育委員会1994a)で出土した軒瓦と同範品を中心に抽出した。この瓦窯は9世紀前半、滋賀郡内の官衙・官寺などの新造や修造に特化して瓦を供給している。57・62・64～66は第1地点、60は第3地点、他は第2地点採集。

[軒丸瓦] 7点

単弁八葉蓮華文 3点: 57～59はD型式。57は既報告(肥後1933)があるが実見できず。58は既報告あり(小松2012)。瓦当側に詰められた粘土は薄く1.5cmほどしかない。差し込み丸瓦の上面接合面にはヘラによる刻み目が見える。同範品は堂ノ上遺跡・石山国分遺跡(国分尼寺推定地)・崇福寺南尾根(梵釈寺推定地)・南滋賀町廃寺(錦織寺推定地)から出土している。

単弁八葉蓮華文 2点: 60・61はM型式。60は既報告あり(西田1987)。中房には1+4の蓮子。内区に肉厚で大きな八葉蓮弁を持つ。瓦範のへたれによるものか、蓮弁の上部が崩れて窪みハート形を呈する。間弁は三味線のバチ状に曲線を持って大きく開く。60の珠文には1か所範傷がみら

れる。瓦当厚は薄く2cmほどで、瓦当裏面は指ナデ。丸瓦接合式。接合部の補強粘土上面には縄目叩きが残る。差し込み丸瓦の端面にカキヤブリの刻み目がいっているのか、瓦当裏側に薄く圧痕が残る。同範品は崇福寺南尾根採集品(梶原2002)と、近江神宮収蔵品の中の南滋賀町廃寺出土とされているもの(松浦2003)、石山国分遺跡出土品(大津市教育委員会2002・2013b)がある。南郷田中瓦窯で小片が表面採集されており、当瓦窯製品と推定される。

唐草文 2点: 62・63はG3型式。62は既報告がある(肥後1933)が実見できず。63は小片だが当型式と考えられ同範品は南滋賀町廃寺・石山国分遺跡から出土している。また、同範は確認されていないものの青江遺跡(性格不明官衙)にも類似品がある。(大津市教育委員会2009b)。

[軒平瓦] 3点

均整唐草文 3点: H型式の64は南郷田中瓦窯製品。O型式の65とJ3型式の66は生産地不明であるが、同範品が近江国庁で出土しているので、官窯製品の可能性があると考え当群に入れておく。すべて既報告(肥後1933)があるが実見できなかった。

⑤その他の瓦(図8)

丸瓦は玉縁部に縄目叩きとナデを施し、横断面はおおむね半円を呈するものを、平瓦は杵板圧痕を持たず、側縁に布目が残る一枚作り平瓦を集録した。76・77は第3地点、他は第2地点採集。

[丸瓦] 21点: うち比較的大形破片7点を提示する。玉縁には縄目叩きが残る。丸瓦部も縄目叩きを施した後スリ消す。横断面形が半円に近く、厚みも厚い。模骨の縦断面の、玉縁から丸瓦に移行する箇所の屈曲はIII群よりかなり緩やかである。

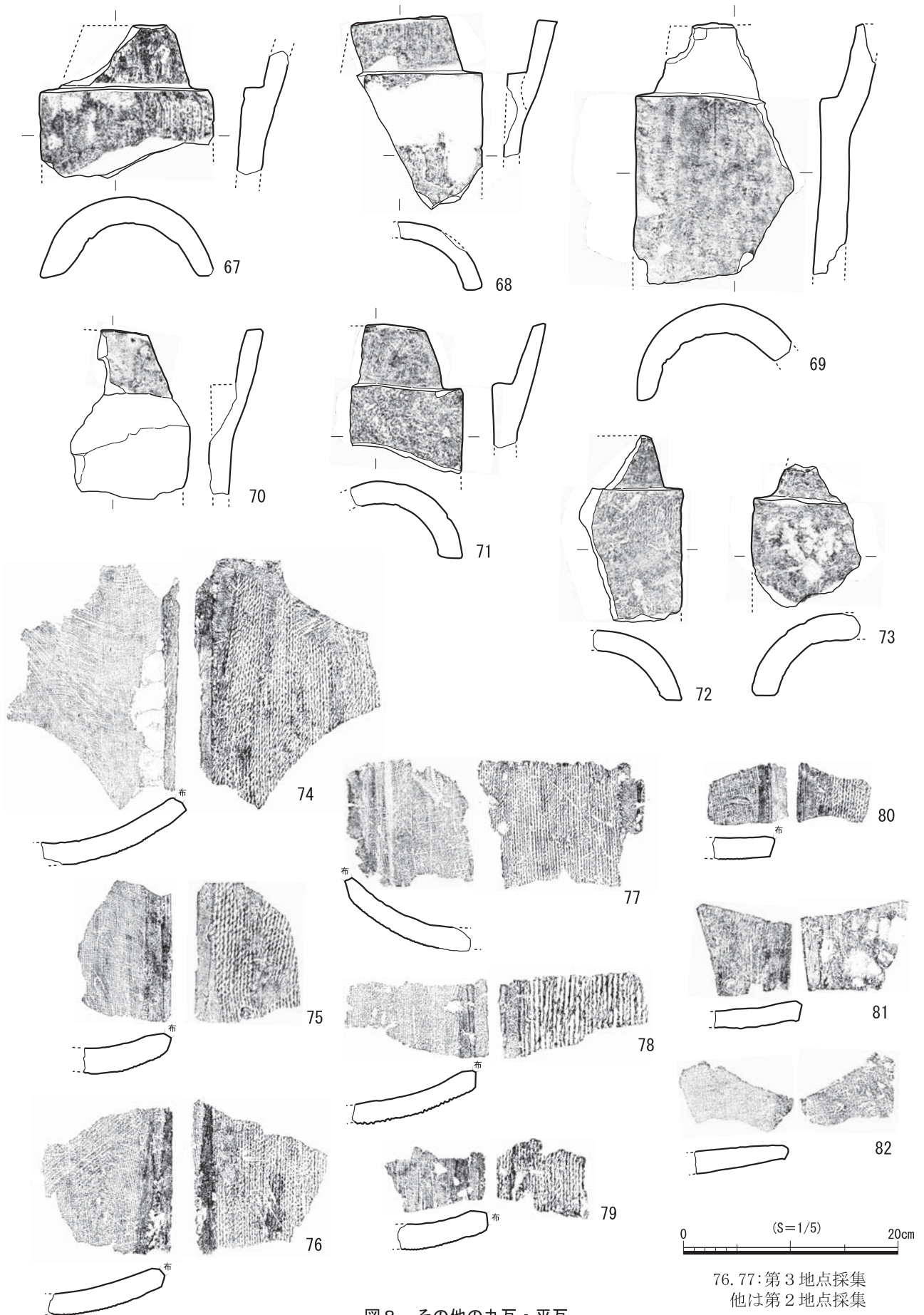


図8 その他の丸瓦・平瓦

76. 77: 第3地点採集
他は第2地点採集

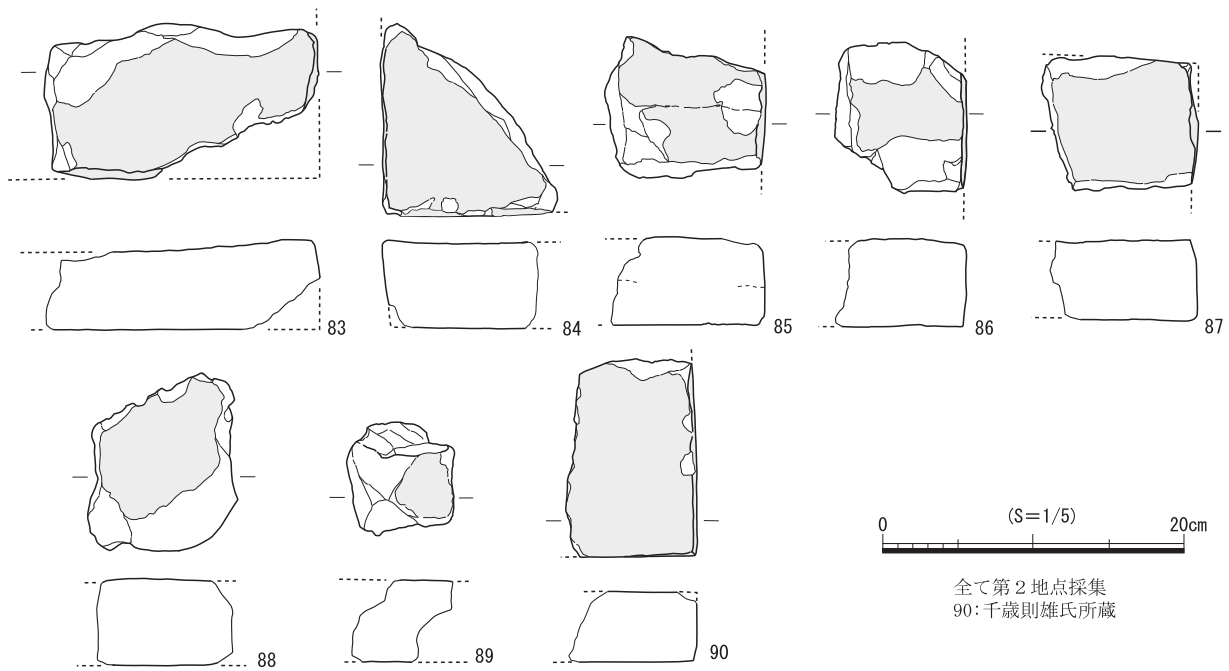


図9 磚

この凹面縦断面カーブの形状や、玉縁凸面に縄叩きを施したのちラフにナデ消す外観、丸瓦部の横断面形状などは南郷田中瓦窯製品と類似しており、9世紀前半のものと推定する。しかし、これらの中には飛雲文軒瓦に後続する奈良時代の瓦、ただし横置き一本作りの技法から脱した後の丸瓦も混在している可能性がある。図化した21点以外に40点の丸瓦小片が採集されているが、現状では分類できなかった。

[平瓦] 9点：凹面に杵板圧痕を持たず、側縁に布目が残る一枚作り平瓦を集録した。凸面は大きな縄目が直線的に通る。色調はいぶされたような黒灰色を呈し、焼成は軟弱なものが多い。瓦自体の円弧もⅢ群に比べるとかなり緩い。74～76には糸切り痕が見られる。81・82は凹凸面双方に布目が残る。特に81の凸面は強い指ナデにより凹凸が激しい。南郷田中1号瓦窯から類似品が出土している。

これらの平瓦の中には、奈良時代の国衙工房製品であるにもかかわらず杵板圧痕を持たない瓦や、後続する某瓦窯製品も含まれると思われる。また、掲載した以外にも、杵板圧痕を持たず、側面に布目も残らない218点の平瓦小片が採集されているが、これらは現状では分類できず、時期も不明である。

(2)磚(図9)すべて第2地点採集。

どれも均一に厚さ5.5cm～6.0cmを測る。83は長軸18cm以上となる。84・86・87・90は焼成良好で須恵質。85は子供の拳大の粘土を充填した跡が残る、型作りと思われる。

(3)土器類(図10)104・105は第3地点、他は第2地点採集。

91～98は須恵器杯B蓋。91は8世紀中葉、他は8世紀後半～9世紀前半。96は内面に磨痕が残る転用硯。99～101は須恵器杯A。101の底部外面には墨書があり「国」の可能性はある。102～105は須恵器杯Bで、9世紀前半のもの。102・105の底部外面に墨書があるが判読不能。104は底部外面に墨痕が残る。106・107は甕、108は9世紀初頭の壺か。109は8世紀末～9世紀初頭の壺G。110は壺Lの底部と思われる。112～114は9世紀前半の灰釉椀。114は底部ヘラ切りで輪トチンの痕跡がある。115～120は9世紀後半から10世紀の灰釉椀。121・122は壺と思われる。124は緑釉椀で底部糸切りの後ナデ、断面台形の高台を削り出している。125は緑釉皿か。外面口縁近くと内面にミガキを施す。ともに9世紀末葉のものと思われる(2)。126は砥石で全面が砥面である。材質はホルンフェルス(接触変成岩)(3)。127は表に平行叩きで裏面はナデの大型甕片に、小形の甕と蓋が癒着したものである。128は高台圧痕の残る焼き台で、指オサエの跡が顕著に残る。粘土には多量のスサが混入する。台の底面はほぼフラットで平窯仕様のものと思われる。

これらの内訳をみると、7世紀代のものはなく、ごく少量の8世紀の日常食器があり、多くは9世紀以降のものである。大半が国分寺転用期前後の補修整備期の遺物といえる。また、癒着した甕片や焼き台は、寺院付属工房が周辺に存在することを示唆している。近隣の石山国分遺跡からも銅鑄造に伴うとみられる羽口・銅塊・椀型滓・炉壁などが出土し、国昌寺が供給先の一つと推定されている(大津市教育委員会2002)。

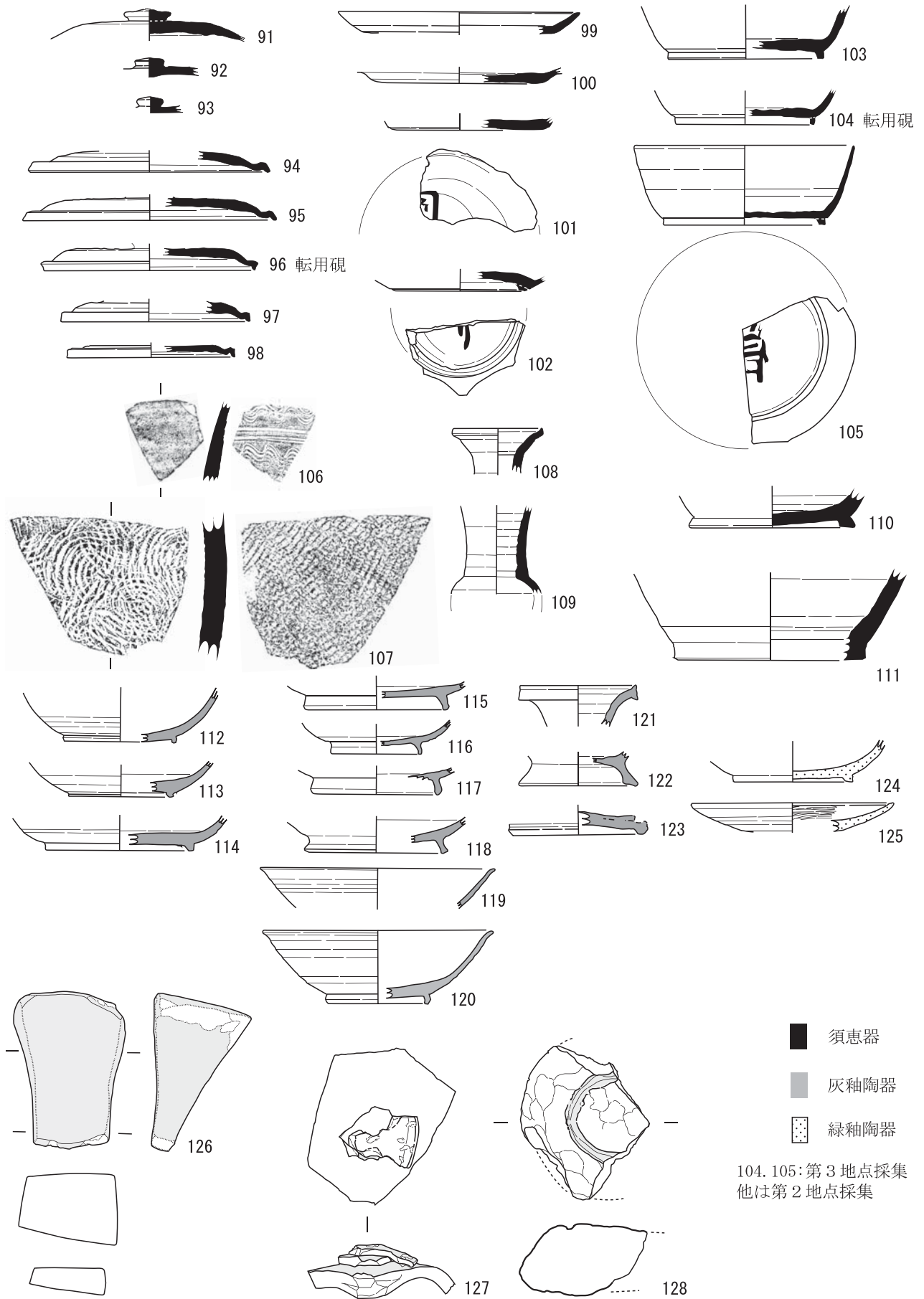


図10 土器類

3.Ⅲ群：凹面枳板圧痕付平瓦について

前述したように、平瓦はもっとも大量に採集されているにもかかわらず、凸面の叩き工具痕跡や側面のヘラ削り回数、凹面の布目の粗密などではⅢ・Ⅳ群を分類することは困難だった。そこで、Ⅲ群：奈良時代近江国府系平瓦を抽出する際に、観察指標として有効ではないかと筆者が着目した成形技法について以下に述べる。

近江国庁から出土する平瓦の中には、布目の残る凹面に、あたかも桶巻作りで使用する模骨桶に似た、板材の単位が圧痕として残されるものがある(以下、枳板圧痕付平瓦)。この平瓦は焼成温度が低いためか、非常に軟弱で水分を吸収しやすい。色調は灰白色やにぶい黄橙色、燻されたような灰色などを呈する。胎土には少量の白色砂粒を含み、手触りはなめらかである。この胎土・焼成の特徴はⅢ群に分類した玉縁凸面布目丸瓦に酷似している。また、玉縁凸面布目丸瓦の特徴的な楕円形の横断面は、枳板圧痕付平瓦の強く反った側縁を収めるためと考えると理解しやすい。私はこの枳板圧痕付平瓦が、近江国庁創建期の国衙工房で、玉縁凸面布目丸瓦とセットで製作されたのではないかと考える。

玉縁凸面布目丸瓦に関しては先行研究の蓄積がある。枳板圧痕付平瓦の製作時期や系譜を追うために、まず、この丸瓦の性格を見ることから始めたい。

(1)奈良時代近江国府系瓦工場の「丸瓦」

玉縁凸面布目丸瓦は、以前から近江国庁ならびに国府関連遺跡周辺に濃密に分布することが知られていた。これらは、横置き型一本作り成形台で製作された飛雲文軒丸瓦と技術的に密接な関係を持ち、近江国の官営瓦工場で考案された「近江国府系瓦」の指標となる技法であると想定された(北村1995)。その後の近江国庁の発掘調査により、8世紀中葉の国庁創建期には、飛雲文軒丸瓦と玉縁凸面布目丸瓦がセットで用いられたことが強く示唆される事例が次々と抽出された(平井2006)。

最終的には、近江国府にかかわる12棟の大型倉庫列が検出された惣山遺跡で、飛雲文軒丸瓦A 1型式の全形がわかる個体の玉縁凸面に布目圧痕が明瞭に残っていることが判明した(大津市教育委員会2009a)。軒丸瓦A 1型式は、瓦当文様が繊細で整っていること、瓦当裏面に残る成形台痕跡が、この型式だけ3分割で構成され、後続すると思われる軒丸瓦は2分割成形台を使用していることなどから、意匠からも、製作技法からも最古相を示す、近江国府系飛雲文軒丸瓦の祖型と考える案がある。(平井2006・2011)。

つまり、瀬田丘陵における国庁創建に当たり、飛雲文のデザインが創出された当初から、近江国衙工房では丸瓦にも軒丸瓦にも、横置き型一本作りという技法を採用したと考えられて現在に至っている。

(2)奈良時代近江国府系「平瓦」の抽出

これに対し、平瓦の方は国衙工房の製品を見分ける指標は確立しておらず、まったく手つかずの状況である。

近江国庁域の発掘調査で発掘された平瓦の枳板圧痕は「桶巻き痕」として報告され、それ以後も議論が深められることはなかった。

しかし、瓦円弧の非常に急な曲率⁽⁴⁾から見ても、側縁の削り残しの部分に凹面の布目圧痕の延長が残存する個体があることから見ても、一枚作りであることは確実と考える。凸型の木型が一枚板ではなく、幅2～3.5cm、長さ35cm程度の板を冊状に7枚ほど接ぎ合わせたもののように観察できる(図11・12)。

近江国府域では、前代にさかのぼる遺跡が希薄な瀬田丘陵に突然官衙群の建設が開始されている。出土する枳板圧痕付平瓦も、この官衙建設時の需要に伴い8世紀中葉以降に製作されたものである可能性が高い。山城の恭仁宮においても、恭仁宮式文字瓦と呼ばれる、人名刻印を押捺された平瓦の凹面に模骨痕が残り、「一枚作り用の凸型台が、細長い板を並べて彎曲面を構成したもの」と想定されている。その製作年代は恭仁宮造営時の天平12～15年(740～743)とされる(京都府教育委員会1984)。一枚作り平瓦製作にあたって、近江国庁で見られるような木型を使用する例が、ほぼ同時期の隣国の宮都に存在することが知れる。

このタイプの平瓦が、前述の玉縁凸面布目丸瓦と共伴して出土している例を多数抽出できれば、枳板圧痕付平瓦が近江国庁創建期の国衙工房製品である可能性が高まるといえるであろう。そこで次に、生産遺跡と消費地での両者の出土状況を概観することにする。

(3)生産遺跡からのアプローチ

過去に調査され、国衙工房の可能性があるとされる野畑遺跡の瓦窯(滋賀県教育委員会1994b)と南郷田中瓦窯(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会1994a)の遺物を実見したが、ともに玉縁凸面布目丸瓦を焼成していない。

まず、野畑遺跡の瓦窯からは軒瓦が出土していない為、瓦の焼成時期の詳細は不明である。焼成品とされるものに玉縁凸面布目丸瓦は1点も見られず、丸瓦の横断面は全てきれいな半円形を呈する。窯構築瓦とされる丸瓦は玉縁を欠いており調整不明ながら、横断面はほぼ正半円形で玉縁凸面布目丸瓦の形状とは明らかに異なる。平瓦については、凸面の拓本が報告されるのみであり、実見もできなかったため、凹面の技法は不明である。

南郷田中瓦窯は、焼成されたとみられる4種の軒丸瓦のうち3種、2種の軒平瓦のうち1種が、国府関連遺跡や官寺等の修造に供給されていることから、飛雲文軒瓦より遅れる9世紀前半の官窯と考えられる。

調査された1号窯からは玉縁凸面布目丸瓦は出土していない。横断面は正半円形に近く、玉縁には縄目叩きを施している。

枳板圧痕付平瓦に関しては、焼成室出土遺物にはないが、焼成室出土遺物の中に少量みられる。これらが窯構築用のものなのか、生産品の残余なのかは判断としない。したがって、瓦窯が操業する9世紀前半期まで、この枳板圧痕付平瓦を焼成していたのか、さらに古い瓦窯の製品が窯構築材として持ち込まれたのか現時点では不明である。

(4)消費地からの視点

以上のように、生産遺跡からは指標となる玉縁凸面布目丸瓦が発見されておらず、枳板圧痕付平瓦との共伴関係は検証できない現状である。

一方、瓦の一大消費地である近江国府域には、玉縁凸面布目丸瓦と共に枳板圧痕付平瓦が散見される。だが、後続する時期の修造瓦が混入するため、ここでも玉縁凸面布目丸瓦との共伴関係は不明瞭で、帰属時期も不明のまま放置されてきた。

しかし幸いなことに、2001年度に、政庁から西北西に200m離れた地点から、瓦屋根が倒壊したような遺構が発見された。出土した丸瓦のうち、報告された完形に近い24点はすべて玉縁凸面布目丸瓦であることが判明した。これらは消費地における良好な一括遺物であり、同時に出土したと報告される平瓦60点は、すべて玉縁凸面布目丸瓦とセットになるものととらえられる。軒瓦が出土していないのは残念であるが、共伴した須恵器から8世紀末～9世紀初頭に埋没したもので、これ以前に製作・搬入されたものといえる(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会2005)。

報告書掲載の平瓦60点を実見したが、焼成が脆弱なために摩滅風化が進行して、製作技法がまったく不明のものが42点ある。残り18点のうち16点は枳板圧痕付平瓦であった。特に明瞭なものを例示する(図11)。全体的に残りが悪い事が惜しまれるにしても、この事実は、玉縁凸面布目丸瓦と枳板圧痕付平瓦がセット関係にある可能性を示唆するものと考えられる。

さらに、前述の惣山遺跡からは比較的残存状態の良い飛雲文軒平瓦が多く出土している。これらは瓦当近くを削ったりナデたりしているため判別が困難だが、いくつかのA1型式・A3型式・A6型式軒平瓦凹面には枳板圧痕がかすかに残ると観察した。軒平瓦A1型式・A6型式は、最古相を示すと想定される軒丸瓦A1型式とセット関係にあるという復元案があり(平井2011)、枳板圧痕付平瓦が国庁創建期から製作されていた可能性が浮上する。

軒平瓦・平瓦ともに、遺物洗浄の段階から観察を開始するなどの措置がとられるようになれば、今後より明瞭な枳

板圧痕の資料を得られるのではないかと思う。

以上、述べてきたことは、いまだ十分な検証を経ていない試論である。管見に触れる明瞭な一括遺物群があまりにも少ない。近江国府関連遺跡の既調査分の見直しも含めて、特に玉縁凸面布目丸瓦だけを主体的に出土する遺跡・遺構に、どのような平瓦が組み合うのか、資料の渉猟が今後の課題である。

4. 国昌寺の創建と修造

(1)Ⅰ期 Ⅰ群瓦使用の創建期

格子叩きのある個体は過去に石山国分遺跡で出土している(大津市教育委員会2002)が、その由来に関しては言及されていない。だが、軒丸瓦の瓦当が剥離した個体(図3-1)がある上、ポリテク内での立会調査でも少なからぬ量の細片の出土を見ているという事実⁽⁵⁾などから、国昌寺址周辺に相当数分布するのは確実である。瓦当文様などの詳細は不明だが、国昌寺の創建瓦はこのⅠ群までさかのぼる可能性がある。

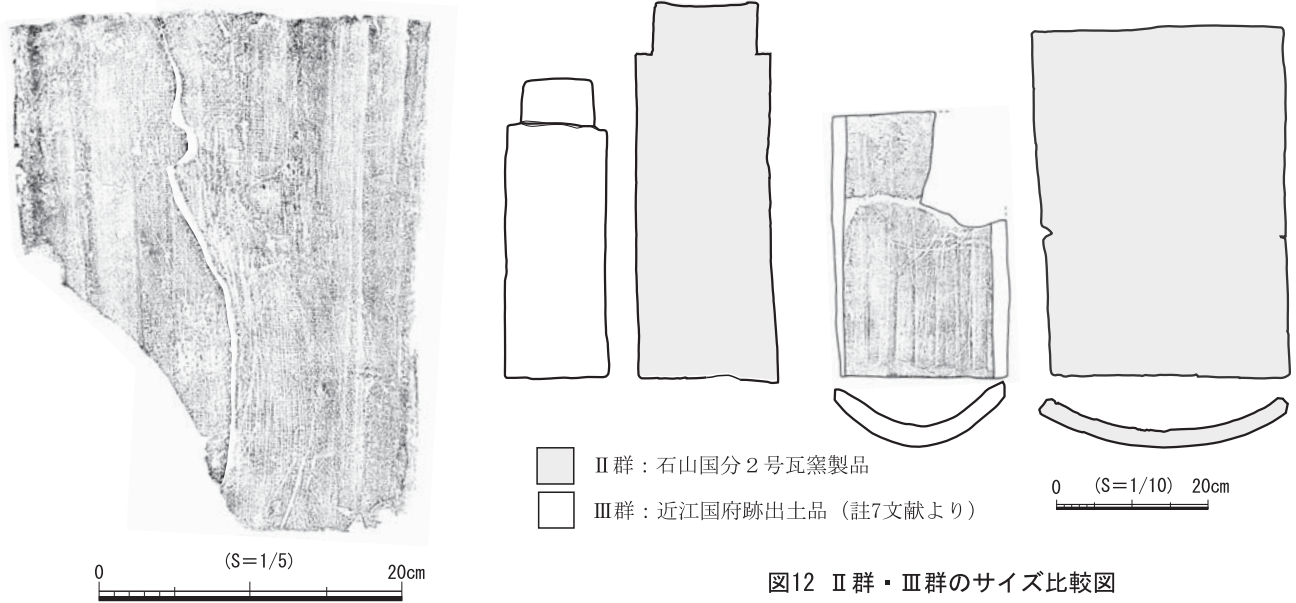
格子叩きを有する瓦の瓦窯は、滋賀評では大津市北郊の真野廃寺、衣川(きぬがわ)廃寺・穴太(あのを)廃寺・南滋賀町廃寺などの周辺に、真野廃寺瓦窯・衣川瓦窯・穴太瓦窯・榎木原(はんのきはら)瓦窯などが分布している。中でも穴太廃寺は天智朝大津宮(667～672)期に上記の瓦窯を構えて寺院を大改築し、南滋賀町廃寺も中軸線を大津宮に合わせて創建されており、7世紀後半に同じ評内で活発な造瓦活動が行われたのは間違いない。これらの瓦窯製品の一部が国昌寺に搬入された可能性があるが、現状では同定が難しい。

(2)Ⅱ期 Ⅱ群藤原宮式瓦による修造

古くは昭和初期からこれまで、当群の軒瓦が台地縁辺で数個採集されており、これこそが国昌寺の白鳳期創建瓦であるとされてきた。だが、上記Ⅰ群瓦の存在により、国昌寺前身寺院の堂宇の存在がほのかに見えてきた。

また、石山国分瓦窯が発見されたことにより、これまで国昌寺で使用されたと考えられてきた軒瓦、とりわけ瓦窯に近い南斜面(第1地点)での採集品のうち、藤原宮式瓦は瓦窯遺物ではないかという疑いが浮上することになる。Ⅱ群が国昌寺でも使用されたかどうかは、窯の見つかっていない第2・3地点で同類の瓦が採集されているか否かで消極的判断をするしかないだろう。

今回の整理作業の結果、第2・3地点には、石山国分瓦窯製品の軒平瓦や平瓦、丸瓦が含まれていることが判明した。鳥居川霊園付近や御霊神社裏山にⅡ群の瓦窯が存在していた可能性は捨てきれないものの、現状では確認できていない。国昌寺の伽藍はⅡ群瓦で修造されたものと考えておく。では、その修造時期の詳細はいつなのだろうか。



滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会保護協会(2005) 図20-86

図11 近江国府関連遺跡既調査出土のⅢ群平瓦

図12 Ⅱ群・Ⅲ群のサイズ比較図

表1 藤原宮大垣周辺出土の近江産軒瓦集計表

軒丸瓦	南面中門 (1次)	大垣西南隅 (34次)	西面中門 (37次)	西面大垣 (10次)	大垣北西隅 (36次)	北面中門 (18次)	東面北門 (27次)	東面大垣 (24次)	東面大垣 (29次)	計
6278A			1	3		3	1			8
6278D			1	4	1	1				7
6278F						4		1		5
6278G								1		1
軒平瓦										
6646A	1	1		1		11	8	3	2	27
6646B		1	3	18	2	10		2		36
計	1	2	5	26	3	29	9	7	2	84

第2地点採集品である軒平瓦6646Aや同時に焼成されたと考えられる6646Bは藤原宮北面中門(21点)、西面大垣(19点)が主たる供給先である(表1)。

北面中門付近の造営過程等を検証した山崎信二は、地方における十二門使用の瓦の製作開始は持統2年(688)頃かとしており、持統4年(690)の宮地視察が宮の四周の門や大垣の建設がある程度進んだ状態を視察したものとする(山崎2011)と、この頃には近江から藤原宮への瓦供給は、おそらく既に一段落していたであろう。国昌寺の檀越がⅡ群瓦を用いて自寺院の普請をおこなったのは、最も早くて680年代の後半頃と推定する。

巨大、重厚で壮麗な瓦当が特徴の藤原宮式瓦の使用が見込まれたことから、国昌寺が天皇家、わけでも持統天皇によって、壬申乱の最後の激戦地に慰撫鎮魂の寺として創建

されたといった評価が与えられてきた(西田1989)。だが、7世紀末、国昌寺の檀越に藤原宮造瓦の依頼があった際、彼は氏族内の所有地の中で、単に大和までの運搬に益するという実利をとって瀬田川河畔のこの丘陵を選んだのではなかったか。

藤原宮造瓦の成功を背景に檀越は報奨を受け、それがⅡ群瓦での修造につながったのであろう。ただし、Ⅱ群瓦は在地既存のⅠ群瓦とは、平面規模・重量ともに大きく異なっており、当期にどのような修造がなされたのか今後に残された問題点である。

(3) Ⅲ期 Ⅲ群奈良時代国府系瓦による修造

従来、飛雲文軒瓦の出土が注目されてきたが、これに付属すると考える丸瓦・平瓦も相当数含まれていることが判

明した。このことから、当寺は8世紀半ば以降に近江国の瓦工房から搬入した瓦で修造されたと考えられる。

菱田哲郎は白鳳期までに創建された寺院のうち、8世紀中葉以降の瓦を補修瓦に持って存続して行き、かつ、その瓦が各国の国分寺系・国府系瓦である場合は定額寺の寺格を得て、国衙財源による整備を受容したものととらえた。すでに指摘されていることであるが、国昌寺はまさにこの補修型寺院に該当する(菱田2002・2011)。飛雲文瓦に代表される国府系瓦を使用している修造が行われ始める時期、8世紀中葉～後半頃までには、国昌寺は定額寺になっていた可能性がある。

甲賀郡にあったと考えられる第一次国分寺系の軒瓦は全く持ち込まれていない。また国昌寺の補修瓦として紹介された平城宮6663系の軒平瓦(菱田2011)は、国昌寺推定地から500m以上離れた、石山国分遺跡第2次調査での出土であり、推定伽藍域への平城宮系・京系瓦の導入は今のところ確認されていない。修造は、現状では国府系瓦窯のみからの供給ととらえられる。

飛雲文軒瓦以後も、国府系瓦と目される軒丸瓦K型式・軒平瓦L型式のセットによる修造が続いており、以後、国分寺転用期に伴うとみられるIV群瓦まで、連綿として続く官窯からの供給を受けての修造を繰り返してきたものと推察する。

ただし、不審な点もないではない。図12は石山国分2号瓦窯⁽⁶⁾と近江国府⁽⁷⁾の平瓦・丸瓦を提示したものである。前者は瓦当厚5.6cmの段頸、後者は3.1～4cmの直線頸の軒平瓦である。このサイズや形状の相違をもって、同一堂宇の「補修」が可能であったであろうか。III群は別の新造の堂宇に使用した可能性も排除できない。詳しくは旧稿(小松2012)に譲るが、たとえば、『日本紀略』に記載された国昌寺の七重塔など、当期に新造での伽藍整備が行われた可能性がある。

では、この時期に新造の伽藍で寺域を荘厳整備する理由とは何であろうか。

『沙弥十戒并威儀經疏』卷第五奥書に

「天平宝字五年十月十五日。随賀(駕力)往保良宮。住国昌寺。二十三日進白為弟子。東大寺僧慧山。元興寺僧聖一。山田寺僧行潜略讀一遍。至十二月十七日了。故記時也。

とある(日本大藏經編纂会1917)。

これは唐僧法進が、天平宝字5年(761)、淳仁天皇・孝謙上皇の駕に随行して保良宮に行き、自らの著作である『沙弥十戒并威儀經疏』を、弟子の慧山・聖一・行潜のために10月23日から12月17日まで約2か月間、国昌寺にとどまって講義したことを、同書の奥書に書き留めたものである。

この記録をしるした法進とは、揚州で鑑真から具足戒を受け、明らかかなところでは第4次渡航から日本への渡航の

労苦を共にした彼の高弟である。鑑真が唐招提寺に去った後も東大寺を動かさず律師に補任され、鑑真に次ぐ第二代の東大寺戒和上となる(759年)など、弟子の中でも最高位を占め、和上の後継者として筆頭の地位を公的に認められていた奈良時代仏教界の重鎮であった(木本1993)。

この法進の講義を国昌寺で聞く弟子のうち、東大寺僧の慧山と元興寺僧の聖一の二人は唐僧で、法進の徒僧として来日したといわれている(佐伯1994)。山田寺僧の行潜とは、天平勝宝6年(754)に東大寺で、聖武天皇・光明皇后・阿倍皇太子(孝謙)が鑑真の戒を受けたと同時期に、鑑真から授戒した80余人の僧の中でも、特に名を残す10名の中にその名が見える⁽⁸⁾。彼らはすでに授戒していたにもかかわらず、旧戒を捨て鑑真の戒を受け直したという。すなわち聖武一族とこの僧らは、鑑真の授戒を待ちわびた日本における直系弟子といえる第一世代であった。国昌寺への法進の招聘には、同門の仏弟子である孝謙上皇と彼女のプレーンであった近江国守、藤原仲麻呂の強い意向が働いたとみるのが自然であろう。

このそうそうたるメンバーによる法会が崇福寺でも、石山寺でも、近江国分寺でもなく、国昌寺で行われたということは重要である。寺院としての格付けの高さは言うに及ばず、多数の随行者の2か月にわたる衣食住を受容した能力の高さからみても、天平宝字5年には、すでに当寺が単なる氏寺という立場から脱却していたと見るべきだろう。

さらにさかのぼること2年、天平宝字3年(759)には、鑑真の将来した経疏が東大寺・興福寺・大安寺・唐招提寺で講じられたが、地方では、唯一「近江」において、良弁の弟子であり、後に第五代東大寺別当となる忠恵により講じられた⁽⁹⁾。これは藤原仲麻呂の招請により近江国分寺で行われたものか、とされている(木本1993)が、あるいはこの講説も国昌寺が舞台であったかも知れない。

天平宝字3～5年は、当滋賀郡では北京、保良京の建設が着々と進行中で、政治・宗教的な重心は当地と栗太郡の国府周辺に大きく移行していた。国昌寺で法進の講説が営まれている真ただ中の天平宝字5年(761)10月28日に、保良宮において「朕思ふ所有って、北京を造らんと議す。(中略)宜しく都に近き両郡を割きて、永く畿県と為して、庸を停て、調を輸すべし。其の数は京に准ず。」の勅が出ている⁽¹⁰⁾。

この時期、甲賀郡紫香楽にはまだ焼亡前の国分僧寺が存在していたと推定される(畑中2010)が、国昌寺はそれを凌駕し、一国の中心的仏教施設であるかのように殷賑を極める姿が浮かび上がる。

近江国府周辺で出土する飛雲文軒丸瓦と一本作り丸瓦の製作は8世紀中頃に開始され、8世紀後半代のうちに終焉を迎えたとされる(平井2006)。国昌寺には飛雲文軒瓦の中でも古い型式のものが搬入されていることから、瀬田川を

挟んだ国府関連遺跡群の建設とほぼ並行して修造がなされ、遅くとも天平宝字5年には竣工していた可能性があると考えられる。そして、保良宮を寿ぐデモンストレーションとして、また藤原仲麻呂の実力を内外に周知するためにも、整備成った定額国昌寺で高僧を招いての法会が行われたのではないだろうか。

(4)IV期 国分寺への転用

『日本紀略』によれば、近江国分僧寺は延暦4年(785)に焼失し、弘仁11年(820)になって、近江国は定額国昌寺に正式な国分寺格を与えるように望んだ。その際本尊は新造、七重塔は修理を願い出て赦されている⁽¹¹⁾。

IV群軒瓦を焼成した南郷田中瓦窯は、国昌寺が国分寺に転用される9世紀前半に操業を開始し、平安期国分尼寺の創建や近江国庁、周辺官衙(堂ノ上・青江遺跡)、官寺(崇福寺・梵釈寺)の修造にも瓦を供給したとみられる。

また、前述のように、鳥居川霊園採集土器のほとんどがこの時期のものである。国分寺転用にあたり、伽藍の再整備が大々的に行われたのであろう。

ところで、甲賀郡にあったと推定される第一次国分寺が焼亡したあと、国昌寺が転用国分寺となるまでの35年間の空白期間については、

- ① 国分寺焼亡後、国昌寺が直ちに国分寺機能を代行した(肥後1933)。
- ② 国昌寺以外の某寺が正式に第二次国分寺となり、その後、国昌寺が第三次国分寺となった(櫻井2001)。
- ③ 某定額寺が国分寺代行の任につき、その後国昌寺に正式移行した(荒井2013)。

などの説があり、いまだ決着を見ていない。

だが、国昌寺以前の代行某寺に瀬田廃寺(大津市野郷原)をあてる意見が多い。その比定の根拠は、瀬田廃寺から西へ200mほどの距離にある野畑遺跡から出土した「国分僧寺」銘墨書土器に強く牽引されていることと思われる。

瀬田廃寺は、8世紀中葉に大規模な地業を行なって飛雲文軒瓦で創建され、8世紀後半と9世紀初頭に比定される修造瓦が出土しており、出土土器をみると9世紀後半にもまだ存続していた可能性がある。

また県下最大の規模を持つ中門が発見された(大津市教育委員会2008)が、この門は官道に向かつては開口せず、寺には中門を使わず北入りするか、約400mも大きく南に迂回せねばならない。奈良時代創建寺院と考えられるにもかかわらず、四天王寺式伽藍配置と復元されており、中門を入れて最初に対面する塔は、心礎と側柱礎4基のみからなる特殊なものである。側柱礎石の心々距離6.3mという一辺長からみて小型のものであったと考えられる。

国分寺が焼亡した延暦4年(785)段階には、瀬田川対岸の古代道沿いに南面して、七重塔を持つ歴とした定額国昌

寺があったと考えられるにもかかわらず、なぜ、瀬田廃寺に代行を求めたのか、また瀬田廃寺を9世紀初頭に修造しておきながら、さして時間をおかず、再度国昌寺へ国分寺格が移行するのはなぜか。今後の調査の成果を待ちつつ議論を深めるべき課題である。

(5)その後の国昌寺

国昌寺は天延四年(976)の大地震により、大門が倒壊し、仁王が破損するという被害を受けた⁽¹²⁾。またその後、寛仁元年(1017)に野火によって、国分尼寺とともに焼亡したという⁽¹³⁾。だが11世紀以降も、伊勢公卿勅使が国分寺前で下馬せず通り過ぎるという史料など、以下断続的に14世紀まで「国分寺」記載があるものを追跡できるので(櫻井2010)、同所で再建されたものらしい。しかし、今回の採集資料の中にはこの間の事情を表わす遺物はない。再建国分寺が瓦葺きであったかどうか不明で、平安時代後期以降の状況は残念ながら混沌としている。

5. おわりに

本稿では、主として採集瓦の分類をもとに国昌寺の創建と修造の履歴を追った。創建はI群：格子目叩き瓦を使用した建物であった可能性があることは新しい知見である。

また石山国分瓦窯で焼成されたII群の平瓦・丸瓦が相当数採集されており、この瓦による7世紀第IV四半期の修造を視野に入れた。

そして、これまで看過されていた文献史料と、軒瓦の他にも搬入されていたIII群：奈良時代近江国府系瓦の存在から、国昌寺が定額寺となったのは8世紀第III四半期頃であり保良京建設時には、その存在が非常に重視されていたと考えた。

I群の格子叩きを有する瓦の出所や、質・サイズともに前後の時期と隔絶するよう感じられるII群の石山国分瓦窯製品を使用して、どのような寺院を整備したのか、III群の枳板庄痕付平瓦の詳細観察や時期の確定、また周辺地域の類例など、積み残しは多いが、全て今後への課題とした。

〔謝辞〕 滋賀県教育委員会、滋賀県埋蔵文化財センター、大津市教育委員会、大津市埋蔵文化財センター、千歳則雄氏には所蔵資料の閲覧に際してご協力いただいた。青山均氏、赤松佳奈氏、貴島嗣夫氏、葛原秀雄氏、田中咲子氏、田中久雄氏、辻川哲朗氏、畑中英二氏、平井美典氏、堀真人氏にご教示とご指導を賜った。学兄諸氏に御礼申し上げます。

註

- (1) 『日本紀略』弘仁十一年十一月庚申条
近江国言。国分僧寺。延暦四年火災焼尽。伏望以二定額国昌寺一就為二国分金光明寺一。但勅本願釈迦丈六更應奉造。又應修理七重塔一基。云々。許之。
- (2) 畑中英二氏・平井美典氏・堀真人氏のご教示による。
- (3) 貴島嗣夫氏のご教示による。
- (4) 仮に桶巻き作りと考えて試算すると、この曲率の模骨桶から採れる平瓦は約3.5枚で中途半端に粘土が余る。
- (5) 田中久雄氏のご教示による。
- (6) 大津市埋蔵文化財センターのご協力により実見、略測。
- (7) 丸瓦は滋賀県教育委員会(2002)、平瓦は大津市教育委員会(2009a)より抜粋
- (8) 『寧楽遺文』下巻「唐大和上東征傳」東京堂出版
(前略)初テ盧舍那仏殿ノ前二戒壇ヲ立テ、天皇初テ登壇シテ并二戒ヲ受ク。次二皇后・皇太子マタ登壇受戒ス。尋テ沙弥澄修等四百冊余人ノ為二戒ヲ授ク。又旧大僧靈福・賢璟・志忠・善頂・道縁・平徳・忍基・善謝・行潜・行忍等八十余僧、旧戒ヲ捨テ、和上ノ授ケル所ノ戒ヲ受ク(後略)
- (9) 出典は(8)に同じ
(前略)寶字三年僧忍基東大唐院二於イテ疏記ヲ講ス僧善俊唐寺二於イテ件ノ疏記ヲ講ス、僧惠惠近江二於イテ件ノ疏記ヲ講ス、僧惠新大安塔院二於イテ件ノ疏記ヲ講ス、僧常巍大安寺二於イテ件ノ疏記ヲ講ス、僧眞法興福寺二於イテ件ノ疏記ヲ講ス(後略)
- (10) 『続日本紀』天平宝字五年十月己卯廿八条
- (11) (1)に同じ。
- (12) 『扶桑略記』天延四年六月十八日条
- (13) 『小右記』寛仁元年十二月十四日条

文献(著者名・刊行機関名50音順、刊行年順)

荒井秀規(2013)「国分寺と定額寺 国分寺創建期を中心として」『国分寺の創建 組織・技術編』吉川弘文館

大津市教育委員会(2002)『大津市南消防署・晴嵐保育園建設に伴う石山国分遺跡発掘調査報告書』(大津市埋蔵文化財調査報告書33)

大津市教育委員会(2008)「瀬田廃寺」『平成18年度 大津市埋蔵文化財調査年報』

大津市教育委員会(2009a)『近江国府関連遺跡発掘調査報告書Ⅳ 惣山遺跡』(大津市埋蔵文化財調査報告書47)

大津市教育委員会(2009b)『近江国府関連遺跡発掘調査報告書Ⅴ 青江遺跡・中路遺跡』(大津市埋蔵文化財調査報告書48)

大津市教育委員会(2013a)「石山国分遺跡」『平成23年度 大津市埋蔵文化財調査年報』

大津市教育委員会(2013b)『石山国分遺跡発掘調査報告書Ⅱ』(大津市埋蔵文化財調査報告書69)

梶原義実(2002)「最古の官営山寺・崇福寺 その造営と維持」『仏教芸術』265、毎日新聞社

北村圭弘(1995)「玉縁部凸面布目瓦について」『土地改良総合整備関連遺跡発掘調査報告書Ⅰ-2 普光寺廃寺 屋中廃寺』滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会

木本好信(1993)『藤原仲麻呂政権の基礎的考察』高科書店

京都府教育委員会(1984)『恭仁京跡発掘調査報告 瓦編』

小松葉子(2012)「滋賀県大津市所在「へそ石」の周辺」『紀要』第25号、財団法人滋賀県文化財保護協会

佐伯有清(1994)『若き日の最澄とその時代』吉川弘文館

櫻井信也(2001)「近江国分寺の所在をめぐる二、三の問題」『近江の考古と歴史』真陽社

櫻井信也(2010)「平安時代における近江国分寺の所在」『佛教史学研究』第52巻第2号、佛教史學會

滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会(1994a)「南郷田中古墳および南郷田中瓦窯跡」『錦織・南滋賀遺跡発掘調査概要Ⅷ』

滋賀県教育委員会(1994b)「大津市野畑遺跡の調査」『平成4年度滋賀県埋蔵文化財調査年報』

滋賀県教育委員会(2002)『史跡近江国庁跡 附惣山遺跡・青江遺跡調査整備事業報告書Ⅰ』

滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会(2005)『神領(大津)県営住宅5期建替事業に伴う発掘調査報告書 近江国府跡Ⅲ 大津市三大寺』

奈良国立文化財研究所(1996)『平城京・藤原京出土軒瓦型式一覽』

奈良文化財研究所(2010)『古代瓦研究 V一重弁蓮華文軒丸瓦の展開一 一藤原宮式軒瓦の展開一』

西田弘(1987)「近江の古瓦 X 大津4」『文化財教室シリーズ91』財団法人滋賀県文化財保護協会

西田弘(1989)「国昌寺」『近江の古代寺院』真陽社

日本大蔵経編纂会(1917)「小乗律章疏一 沙弥十戒并威儀經疏 五卷」『日本大蔵経』第22巻

畑中英二(2010)「天平17年以降の甲賀寺一近江国分寺との関わりを中心に一」『日本考古学』第29号、一般社団法人日本考古学協会

林博通(1994)「保良宮小考」『考古学と文化史 安井良三博士還暦記念論文集』

肥後和男(1933)「滋賀郡石山町近江国分寺跡」『滋賀県史蹟調査報告』第5冊

菱田哲郎(2002)「考古学からみた古代社会の変容」『日本の時代史 5 平安京』吉川弘文館

菱田哲郎(2011)「定額寺の修理と地域社会の変動」『仁明朝史の研究一承和転換期とその周辺一』思文閣出版

平井美典(1996)「石山国分遺跡出土瓦の覚書」『紀要』第9号、財団法人滋賀県文化財保護協会

平井美典(2006)「近江国府創建期の瓦について」『淡海文化財論叢』第1号、淡海文化財論叢刊行会

平井美典(2011)「飛雲文瓦からみた近江国府の創建」『大国近江の壮麗な国府 滋賀県立安土城考古博物館第42回企画展・財団法人滋賀県文化財保護協会調査成果展図録』

松浦俊和(2003)「南滋賀町廃寺・崇福寺跡出土の軒丸瓦Ⅱ」『古代近江の原風景』サンライズ出版

山崎信二(2011)『古代造瓦史 東アジアと日本』雄山閣

挿図典拠

表1 奈良文化財研究所(2010)石田由紀子作表を一部改変
上記以外は筆者作図

【編集後記】

本号は、縄文時代から近代までの、埋蔵文化財やその資料管理、建造物など、文化財にかかわる日頃の研究成果の集成、論考の再評価、等となっており、幅広い時期と事物を対象とした豊富な内容となりました。

本書が、文化財の保護と調査・研究の進展のため、広く活用されることを願います。(編集担当)

平成26年（2014年）3月31日

紀 要 第 27 号

編集・発行：公益財団法人滋賀県文化財保護協会
520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町 1732-2
(TEL) 077-548-9780 / (FAX)077-543-1525
e-mail: mail@shiga-bunkazai.jp
<http://www.shiga-bunkazai.jp/>

印刷・製本：マルキ印刷株式会社